

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補助海水冷却系硫酸第一鉄注入タンクレベル計に汚れが認められたため、当該レベル計を点検・清掃	D	
2	2号機	燃料プール冷却材浄化系洗浄水供給空気駆動弁用電磁弁にエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉格納容器露点温度計に指示値不良が認められたため、当該露点温度計を点検・調整	C	
4	3号機	廃棄物処理系廃液スラッジ貯蔵タンク（A）レベル指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
5	3号機	気体廃棄物処理系排ガス復水器に「排ガス復水器水位異常（水位低）」警報が発生したため、当該復水器ドレンレベル制御弁を点検・修理	C	
6	4号機	復水脱塩装置脱塩塔（E）ドレン弁開閉表示用ランプ（赤色）の点灯不良（ソケット不良）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	屋外空調ダクト点検において、廃棄物処理建屋給気・排気ダクトの壁面貫通部から建屋内へ外気の流れ込みが認められたため、当該部を修理	D	
8	4号機	取水設備岩着ダクトサンプポンプ（A）のレベルスイッチに動作不良（ポンプ自動停止時にレベル低警報が誤発生）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
9	4号機	所内用空気系空気圧縮機（A）2次ドレン分離器のフローグラスフランジ部より水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	定期事業者検査成績書（主要弁検査（T2））において、検査手順の確認欄に誤記が認められたため、対応検討	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	5号機	廃棄物処理系原子炉冷却材浄化系廃樹脂貯蔵タンクに「スラッジレベル高」誤警報が発生したため、当該警報レベルスイッチを点検・修理	D	7/28
12	5号機	主復水器細管洗浄装置捕集器差圧計（5台）に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	7/28
13	5号機	ページング装置（屋外ストームドレン処理建屋南側）に拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	7/28
14	6号機	補給水系主復水器水位調整弁に制御不良が認められたため、当該調整弁を点検・修理	C	7/28
15	6号機	原子炉建屋地階非常用ディーゼル発電機（A）室ストームドレンサンプポンプ（A）駆動用電動機点検において、シャフト軸受嵌合部に磨耗が認められたため、当該部を修理	D	7/28
16	6号機	水素注入装置水素漏洩スイッチ付指示計の計器カバーに閉止不良が認められたため、当該部を点検、修理	D	7/29
17	6号機	高圧復水ポンプ（A）カップリング側軸受潤滑油戻り配管の油温度計に指示不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	7/29
18	集中環境施設	ペレット等固化設備ドラム缶キャッピング機用エアシリンダ継手部にエアリーク認められたため、当該部を点検・修理	D	7/28
19	その他	共用プール設備管理区域入口の電子式線量計装着状況確認ゲートに動作不良が認められたため、当該ゲートを点検・修理	D	7/7

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで